

平成 23 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 23 年 12 月 14 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本会議、きょうで 4 日目です。また、きょう最終日ですので、きょうも皆さん、慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において金野次男議員及び佐藤恵子議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

11 番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

通告に従い、2 点質問いたします。

まず初めに、震災復興計画（案）についてお伺いいたします。

あの忌まわしい 3.11 東日本大震災から 9 カ月たちました。この巨大地震は想像を絶する大津波となって本市を襲い、5,187 世帯もの人々の生活の基盤を一瞬にして奪い、本市の産業基盤の拠点をも破壊いたしました。被災された方々にとっては、あっという間の 9 カ月、無我夢中の 9 カ月だったのではないのでしょうか。そして今、被災者の方々は、ようやくこれからの本格的な生活再建をどうするか、特に全壊の被害を受けている方は生活基盤をどこに求めたらいいのかに苦しんでおられます。

そのような中、本市は、多賀城復興まちづくりの羅針盤と言える震災復興計画早期決定に向け、地域ごとに説明会を行い、その説明の中で被災者の生活基盤の再建を一律「現地再建」との方針を示し、理解を求めました。しかし、特に甚大な津波の被害を受けた宮内地区の多くの方たちから、この現地再建という本市の方針に対し疑問と不安の声が上がっているのです。それは、この地域のほとんどの地権者の方は、宮内にはもう戻りたくない、その場に立つと、あのときの想像を絶する恐怖がよみがえる、そこに立つだけで涙が出てとまらない、亡くなった多くの友人を思い出してしまう、海を見たくないなど、この地域の方々の心の傷は私たちが考えるよりはるかに深刻な状況にあるのであります。そのような状況の中、宮内地区の方々は、本市の現地再建という説明を受け、不安と戸惑いの中、声を上げる気力さえ失っているように感じます。

私は、その方々の相談の声を受け、11 月 28 日午後 1 時より多賀城サポートセンターで行われました 2 回目の宮内地区地権者の説明会に参加させていただきました。私は、その説明会を聞いて、強い憤りを感じました。それは、甚大な被害を受けた宮内地区を現地再建と決めた理由として挙げたアンケートのとり方と質問の内容に問題があり、説明会に来ていた方からも厳しい指摘を受けていたこと、防災集団移転促進事業が宮内地区に適用できない理由として市が説明している内容にそもそも誤りがあること。なぜその誤りが私にわかるかと言いますと、私事ですが、仙台市で取り組んでいる防災集団移転促進事業に該当する当事者であるからです。そして、その誤った説明をもって皆様に現地再建を納得させようとしているということです。

この宮内の地権者は、約 54 世帯と伺っております。決して膨大な数ではありません。1 世帯ずつ面談され、アンケートでは酌み取れない、皆さんの本当のお気持ち、真意を伺い、宮内地区の方にとってどちらが本当にベストかを決めるべきではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。震災復興の特別委員会、議員の総意による意見としても出されていることではありますが、まず 1 点目として、震災復興計画（案）では、現地再建を基

本にしておりますが、宮内地区につきましては地権者の心情に十分配慮され、現地再建ではなく、宮内の地権者、本市にとってもメリットがあると考えられる防災集団移転促進事業を適用すべきと考えますが、いかがでしょうか。本市の見解をお伺いいたします。

次に、これは議会の総意ではなく公明会派の意見ですが、宮内地区を集団移転促進事業を行った場合、移転跡地の公有地の活用として、多くの人々が使える総合スポーツ公園として活用され、にぎわいを創出されてはいかがでしょうか。本市の見解をお伺いします。

3点目は、これは特別委員会の総意であります。復興計画（案）では、最も被害の甚大であった宮内地区に災害復興住宅建設を検討しているようでありますが、さきにも述べましたように、被災された方々の心情を考えると、余りにも配慮が足りない計画と言わざるを得ません。よって、災害復興住宅の建設場所として宮内地区は除き、他の場所を検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点について本市の見解をお伺いいたします。

次に、放射線検査について。

今回の大津波は東日本沿岸部一帯に未曾有の被害を及ぼしただけではなく、福島第一原発に甚大な事故をもたらし、その事故により考えもなかった放射能汚染が起り、福島のみならず宮城県など近隣自治体も見えない恐怖に包まれてしまいました。多賀城におきましても、特にその影響を受けやすい子供への健康不安は深刻になっております。

当局におかれましては当然御承知のことと思いますが、確認の意味で、山賀進氏の「かけがえのない地球」から一部を引用し、放射能の危険性について述べさせていただきます。

まず、放射線を浴びると、原子・分子から電子がはじき飛ばされ、それが生物の遺伝情報が入っているDNAの場合、DNAの鎖が破壊されたり、2本の鎖をつなぐ塩基が壊されることがあります。放射線による障害のあらわれ方は二つのタイプがあり、ある線量以上の被曝を受けるとほぼ確実に発症する確定的影響と被曝線量がゼロでない限りどんな低線量でも小さい確率ではあるが障害が発症すると考える確率的影響があります。つまり、前者には障害の発症する最低の限界線量（しきい値）があつて、後者にはしきい値がなく、低線量放射線被曝といわれるものであります。さらには、被曝した後、すぐ確定的影響のせいぜい数週間後に出る急性障害と数年場合によっては数十年後に確率的影響の出る晩発性障害があります。

限界線量（しきい値）250ミリシーベルト以上浴びると急性障害が出るといわれ、急性障害としては、やけど、出血、けいれん、脱毛、目の水晶体混濁、意識混濁、白血球減少、永久不妊などがあり、さらに7シーベルト以上の多量に浴びた場合は死に至ります。しきい値のない低線量放射線被曝の晩発性障害としては、がん、白血病、白内障、胎児の障害、寿命短縮、遺伝障害などがあります。しかし、これらが発現したとしても、その原因を数十年前に浴びた放射線だと特定することは難しく、すなわち統計的に放射線を浴びた人たちの間でこれらの障害の発生の確率が高くなるというものであります。この低線量放射線被曝が人体に与える障害の影響が線量と比例するというのは、国際放射線防護委員会ICRPの基本的な考えでもあります。

また、放射線被曝には体外被曝・外部被曝と体内被曝・内部被曝とがあり、体外の放射線源による被曝を体外被曝・外部被曝と言い、外部被曝なら遮へい物を置く、放射線源に近づかない、どうしても接するときはできるだけ短い時間という対策をとることができます。一方、放射線源が食物や呼吸により体内に入ってしまう内部被曝は、こうした対策がとれません。そればかりか、アルファ線なども大量に浴びてしまいます。アルファ線の実態は

ヘリウム原子核なので打撃が大きく、それに元素によっては体の中の特定器官に集まることがあり、例えばヨウ素 131 は甲状腺に、ストロチウム 90 は骨に、プルトニウム 239 の微粉末なども吸い込んだときには肺に沈着するので肺がんの確率が高くなるというぐあいであり、セシウム 134、137 など、放射線は弱くても、これらの部位が集中して放射線を浴びることになるので大変危険なのであります。

つまり、低線量放射線被曝という観点からすると、たとえ低線量でも、空気中、土壌、食材から放射能物質が検出されている以上、「国から示されている放射線基準に達していないので安全」と言われても、この事実を知って、放射線の影響を受けやすい子供を持っている親であれば、不安に思われるのは当然のことなのであります。

市長、多賀城市の子供たちの健康を守り、御両親の不安を取り除くためにも、次の3点についてぜひ実行していただきたいと思っております。

1点目は、放射線測定地をふやし、汚染基準を超えるところがあった場合は土壌の除染を速やかに行っていただきたい。

また、2点目に、食材の放射線検査器を購入され、給食食材の事前検査をしていただきたい。

そして、3点目に、子供の何らかの放射線健康調査をしていただきたい。

特に2点、3点目は、本市独自の事業として実施していただきたいと思っております。

以上、市長の御理解ある御答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の震災復興計画（案）に関する御質問のうち、宮内地区への防災集団移転促進事業の適用についてであります。まず事業の制度概要について説明させていただいてから御質問に御回答申し上げたいと思っております。

防災集団移転促進事業は、事業の対象区域を建築基準法第39条により災害危険区域としての指定の手続きを行い、移転促進区域内の住民の同意を得て住居が移転する事業であり、移転促進区域内の住戸数の半数以上が移転先の住宅団地へ集団移転することが事業実施の要件となっております。また、災害危険区域に指定されますと、現地において生活再建を目指す方々の新たな住宅建設や増築等が制限されることとなります。この災害危険区域においては、すべての方が強制的に集団移転することにはなりません。御存じのとおり、宮内地区は平たんであり、個々の被害状況に大きな違いを見出すことは難しく、一部の宅地を除いて行う合理的な理由が乏しいと思っております。

このような制度の背景や居住環境のあり方なども十分踏まえた上で、多重防御による減災対策を示し、現地再建を基本にしたまちづくりを進めることにしたわけでございます。

宮内地区の皆様とは、多重防御により減災を図るための方策を示し、市街化区域として既にインフラ整備が整備されている現状や事前に調査いたしました皆様方の意向調査なども十分踏まえた上で、去る11月27日の宮内地区まちづくり意見交換会において、防災集団

移転促進事業に取り組むことができないことを宮内地区の皆様にご説明しております。その際、構想ではありますが、防災集団移転促進事業以外のまちづくりの手法なども説明し、今後のまちづくりの進め方などを含めて皆様と意見交換したところでございます。

今後も、宮内地区の皆様とは時間をかけながら、よりよい解決策を見出すため、勉強会という形で話し合うこととしております。次回の勉強会については12月18日に行う予定ですが、当日は災害公営住宅、防災公園等の整備や宅地かさ上げ整備、土地区画整理事業などの面的整備事業も視野に入れながら話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ総合公園としての活用についてですが、宮内地区にお住まいの方々から意見交換会等で宮内地区を囲むような防災施設が必要であるとの御意見をいただいておりますので、宮内地区の南側を防災公園として带状に築堤を行う多重防御を視野に検討を進めておりますので、総合的なスポーツ公園を目的とした整備は難しいことを御理解いただきたいと思います。

次に、災害公営住宅の建設場所についてですが、まず本市の災害公営住宅の基本的な考え方を御説明いたします。

災害公営住宅の場所や機能面についてですが、建設場所については、震災前と同じように地域のつながりやこれまでのライフスタイルが維持できる区域に建設し、建物内部には防災避難エリアや災害備蓄倉庫などの機能を兼ね備えている多目的複合ビルとして、公営住宅入居者や地域にお住まいの方々の安全・安心を守るための施設にしたいと考えております。

また、建物構造につきましても、想定される津波浸水の高さを考慮し、建物1階部分は駐車場などとして利用できるピロティー構造、多層階には居住スペースや避難エリアを設け、今回のような巨大津波にも耐え得るような防災拠点施設としての整備も進めたいと考えております。

災害公営住宅を宮内地区に建設することは配慮が足りないとのことですが、他の地域同様、多重防御により最大限地域を守ることはもちろん、前述いたしました防災公園としての整備と災害公営住宅の建設によって宮内地区の町並みや町の雰囲気が大きく異なっていくであろうことから、建設場所の候補地として選定したものでございます。

次に、放射線検査についての御質問でございますが、1点目の放射線量測定に関する御質問と3点目の子供の放射線健康調査の御質問につきましてお答え申し上げます。2点目の給食食材の事前検査については、教育長より答弁させていただきます。

まず、1点目の放射線測定につきましては、平成23年第3回定例会の戸津川議員の一般質問にお答えしたとおり、7月から開始した市施設での測定を継続的に実施しております。さらに、各小学校の通学路についても、10月から11月までにかけて、学校と保護者の代表の方が延べ72カ所を測定し、その結果を市のホームページに掲載しております。

測定結果につきましては、いずれの施設、通学路の値も健康に影響を与えるレベルではありません。

今後とも市内の放射線量の測定を強化しながら、その推移を注意深く監視し、国の基準を超える線量を測定した場合には速やかに国や県に報告し、土壌の除染など適切な対応策を講じてまいります。

3点目の何らかの子供の放射線健康調査についてでございますが、宮城県で開催した福島第一原発事故に伴う健康調査の必要性を検討する有識者会議では、科学的・医学的な観点か

ら健康調査の必要性はないとの見解でしたが、県は住民不安払拭のため、年間追加被曝線量が高いと推計される丸森町の小学生以下の子供を対象に健康調査を実施したところでございます。多賀城市の空間線量測定値を見ると、県が調査を実施した地域の年間追加被曝線量を超える数値は出ておりませんので、市独自で子供の放射線健康調査を実施する考えは今のところないということでございます。ぜひ御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

放射線検査に係る２点目については、私の方からお答えを申し上げます。

学校給食の食材の放射線量検査につきましては、納入業者による独自検査も実施しており、その結果については、放射線量が不検出であるとの報告を受けております。また、県内野菜についても、宮城県やJA 仙台において調査を行っており、放射線量が国で定めている暫定規制値を下回っていると、これについても報告を受けております。

しかしながら、給食食材の事前検査をすることは、市民、保護者の安全・安心にこたえることから、市教育委員会といたしましては、国、県などからの検査器の貸与または購入、あるいは委託検査も含めて、事前検査のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

11 番松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

想像どおりの御答弁でありました。

まず、防災集団移転促進事業の件なんですけれども、先ほどの質問でも話させていただきましたけれども、私としては幾ら考えても、なぜ市がこの集団移転の事業を採用して宮内地区の方に早く新しい移転場所を提供してあげないのかなということが大変疑問であります。市長も御存じのように、今回の３次補正予算の件で新聞にも載っていましたが、移転事業におきましては自治体負担ゼロというふうに出ております。これは、移転先も、また候補地も、例えば宮内だったら宮内の買収整備、また移転先の買収整備も、自治体の負担がゼロなんです。今までは４分の３だったんです。でも、今回の第３次補正予算で、また法が改正されまして、負担がゼロになりました。そして、買収した土地は公有地として市が管理できる、市のものでこれを活用できる、そういう法律であります。これは、私、国交省にも仙台市にも確認しまして聞いております。

それで、先ほどの説明会の話もありますけれども、まず最初から市は現地再建ということを決めておりましたので、集団移転というものに対する説明が間違っていました。全員が賛同しないとこの集団促進移転事業はできないということとか、そういうふうな説明。

アンケートでは、皆さんがそれを希望していない、約3分の1の方が希望していないという説明をされたり。あと、もう住んでいる方がいると。私も見ましたけれども、137世帯ですけれども、アパートの方は入らないんです。あくまでも地権者なんです。アパートの人が住みたいと言ったって、事業主がもうこのアパートをしないと住めないわけですから。あくまでもそこに持ち家を持っている地権者の意見が一番大事なんです。その方の、私が感じるところ、約90%の方は、あそこにもう住みたくない、行きたくないというのが私は現状だと思って感じております。そういう思いなので私は強くこの集団移転事業に対して質問させていただいているんですけれども、そういう状況にあることから、市の方でもう少しこの集団移転事業というものに対して本気になって考えて取り組んでいただきたい。住民の方にも私はすごくいい方法だと思いますし、市にとってもそうだと思います。

きのう、建設部の方と話しましたけれども、やはりまだ誤解していらっしゃるところがあるなというふうに感じましたので、その点でもう一度、この辺、考えていただきたいということでお伺いします。もう一度市長の御答弁をお願いします。

あと、2点目の、もし移転区域として宮内をした場合、その活用をどうするかということになりますので、した場合のことですけれども、しないというのであれば、それはあり得ないことですが、もし移転区域として宮内がなった場合、そこを何に活用するかということなんですけれども、仙台市の場合は産業振興区域として活用していくということでした。私の提案は、そこを多賀城市のスポーツ公園として活用することによって、常にそこに魅力をつけて、駐車場とか植栽をやって鎮魂の森をつくるとか、あと管理棟をやるとか、そういうふうになれば、必ずスポーツをやる方がそこに集まって、いつもにぎわいのある場所として活用ができるんじゃないかということでした。

この移転区域の活用はどのようになっているのかと聞いたら、それは自治体で決めて構わないというお話であり、公園もあり得ますと。また、先例としても、そういうふうにしたところがありますと。例えば奥尻なんかそういうふうにして、集団移転した跡地を公園としてやっている例もあると。もちろん公園として整備するときは今度公園の事業を使って公園として整備することが可能だというお話もいただいておりますので、跡地をどうするかということも、もし集団移転をやりましたら、大変活用方法というのも大きな問題ですので、この辺もぜひ、集団移転事業の跡地としてスポーツ公園というものを採用しながら考えていただきたいと思います。

あと、災害公営住宅のことですけれども、市長の答弁ではいろいろルールを言っておりましたけれども、ここに入居される方というのは全壊とか大規模半壊以上の方ですよ。本当に皆さん津波を経験していらっしゃる方、それを一番津波の被害の大きかった住宅地域に公営住宅を、どのようなすばらしいあれをしたにしても、そこに持ってきて、そこに移転してもらうという考えは、私には考えられないんですけれども。

先ほどの質問の中でも紹介しましたがけれども、宮内地区の方の中には、夜になると、仮設住宅に入っているんですけれども、流されていく人の声が聞こえるとか、その人が見えるとか、そういうふうな心の傷を負っている方がいるんです。また、宮内地区ではありませんけれども、ソニーにお嬢さんが勤めている方のお母さんのお話でした。このお嬢さんは大変明るくてすばらしいお嬢さんなんですけれども、ソニーにおきまして津波を経験して、そして流されていく人の声を聞いたときに、そのときから人が変わったようになった。今ようやく9カ月たって前の娘さんの状況に少しずつ戻りつつあるけれども、夜中でも大声を出して寝言で「助けて」とか「逃げて」とか、そういう声を叫ぶんですよというお母さんの訴えがありました。津波を経験した人でなければわからない心の傷、痛手というのは、皆さん受けているんだということをご理解いただきたい。

やはり、だれに聞いても、考えられないというのが大方の意見です。ですから、公営住宅の設置場所につきましては、どのような意義づけしようとも、私はあり得ない話かなというふうに思いますので、この点ももう一度市長よく考えていただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

あと、大きな2問目の放射線被曝についてなんですけれども、質問でもお話しさせていただきました、多賀城市の放射線から子供を守る会のお母さん方から相談をいただきまして、私も今回、被曝に対する健康被害のことに対して改めて勉強させていただきまして、初めて低線量放射線被曝というものがあるんだということを知った次第であります。市も国も、定める基準値に達していないから大丈夫だという言葉で、私も相談を受けるまではそのような認識しかありませんでした。でも、いろいろ勉強したり、またいろいろな事例、特にチェルノブイリ、あそこは先例地としては一番身近なところでもありますので、その後の子供たちの状況というものをデータで事実として見たときに、本当にこれは、基準がということと言われても安心はできない、不安がぬぐい去れないのは当然だなというふうに思いました。

それで、ちょっと紹介させていただきたいんですけれども、低線量放射線被曝について、先ほど述べましたように、すぐには出ないんです。これが5年、10年とたつと、甲状腺とかいろいろながんのものが出てくるんですけれども、ここにチェルノブイリの震源地から約100キロのベラルーシというところの子供たちの甲状腺がんの罹患者数のデータがあるんですけれども、やはり出始めているのが、1年目は1人ぐらいしか出ていないんですけれども、5年目から28人、あとピークでは100人ぐらい、10年後ぐらいには100人というふうに出ているデータがあります。そういうことからいうと、これは国の基準というものをうのみにして放置しておけないというお母さん方の切実な思いというのが伝わってきます。

松本市の市長、菅谷市長という方なんですけれども、この方はもともとはお医者さんで、さっき紹介しましたベラルーシで5年間、チェルノブイリの爆発後、医療活動をしたお医者さんです。この方は今は松本市の市長をやっている方なんですけれども、この方の見解を紹介させていただきたいと思います。

学者によっては年間被曝許容量が20ミリシーベルトでも大丈夫だと言う人もいれば、だめだという人もいるが、将来のことがよくわかっていない。そうであれば、厳しい基準を適用するのが当然だと思う。日本政府は「今回の福島はチェルノブイリの放出の1割から2割だから大したことはない」と言っていたにもかかわらず、文部科学省が発表したデータによると、結局チェルノブイリより高い。ベラルーシ共和国からの医師からの情報では、子供たちの免疫機能が落ちているということです。また、産婦人科医の話で、子宮内の子供の発達も悪く、早産、未熟児、先天性異常などがふえている。ベラルーシの子供の食品の基準は37ベクレルキログラム、日本では今500です、基準としてやっているのは500なんですけれども、ベラルーシの子供たちの食品基準というのは37ベクレルだそうです、キログラム。それでも子供たちが病気で亡くなり、母親がそれを悔いて自殺する例が絶えない。できる限り汚染された食物を摂取すべきではない。余り知られていないチェルノブイリの甲状腺がんになった子のうち6人に1人は肺に転移している。

こういうこの先生の見解があります。そういったことから、すみません、ちょっと長くなりますけれども、土壌の洗浄についてでありますけれども、国の基準は0.23マイクロシーベルト以上検出された土壌は除染ということで、市の方では当然やりますという御答弁でしたけれども、これは当然のことです。

ところが、多賀城市で多賀城小学校の土壌検査をしました。これからセシウムが検出されておりました、134が251、セシウム137が309、合計すると560ベクレルということなんです。これが国の決める基準方法で算定しますと、1平方メートル当たり3万6,400ベクレルという数字だそうです。これは、キエフの放射線管理区域に入る数字と同じなんです、実は。ちょっとわからないかもしれませんが、そうなんです。いわゆる何を言いたいかといいますと、多賀城から検出している土壌を計算しますと、今キエフが危険だと放射線管理区域に指定している区域と同じくらいのセシウムが検出されているんですということをお話ししたいわけです。ですから、0.23マイクロシーベルト、危険区域と言われなくても、今までの話から言いますと、決して安全ではないんだということを御理解していただきたい。ですから、今後、0.23ということではなくて、高いセシウムの出た、また放射線が出ている地域からは、ぜひ土壌の洗浄についても考えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。この点について答弁をお願いします。

あと、2番目の食材の測定器の件でありますけれども、自治体で独自にやっているのが67自治体があります。検査器を使いまして給食の食材を自主的に検査している自治体が67自治体あります。この前もお母さん方とお話ししたとき、できない理由というのを市の方でも答弁していました。食材が毎日朝に来るので、なかなか難しいとかそういうことがありましたけれども。私自身、今実際やっている自治体に対しまして調査しました。電話ですけれども調査しましたらば、当然、食材が入るのはその日の朝なんですけれども、でも前の日に行って、次の日学校の食材で来る食材を最初いただいて、そして前の日に検査するんだそうです。そういう方法でやればできるのかなというふうに思いました。そして、地域によっては基準値に満たないから使用するというのではなく、放射線が検出されても使用するというのではなく、放射線が出たらば一切使用しないという自治体も何力所かありましたし、本当に低い値であれば使用するという自治体もありましたけれども、こういうことも必要かなと。やはりこれは内部被曝と関連してきますので、ぜひ多賀城市におきましてこれをやっていただきたいと思いますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

あと、3点目の健康検査なんですけれども、これも大変ショックなデータが出ました。子供から放射線を守る会のお母さん方の中でお1人、家族の尿検査を山形の方に、1人3万円かかるんだそうですけれども、尿検査をやった。この方は、1学期で給食をとめて、そして3カ月たった10月に山形県に尿検査を出した。そうしたら、子供からだけ放射性物質が出たという話でありました。それがこのお母さん方の活動の起因となったんですけれども。その後、メンバーの中のあるお母さんが2人のお子さんの尿検査をしましたら、最初の10月にした子供の尿からのセシウムの検出が0.3ベクレルだったんですけれども、別なお母さんが11月にやりましたら、その子供さん2人から、小学1年生と幼稚園の年少のお子さん2人から、1年生の子供さんからだけ2ベクレルの放射線が検出された。あと、幼稚園の年少のお子さんからは1.58ベクレルが出た。大変な数、考えられない数字が子供さんから出ているということで、大変お母さん方は不安に思っているようであります。ですから、幾ら基準が大丈夫だとかなんとかといっても、この事実は大変重いものがあるのかなというふうに思いますので、やはり多賀城市の健康調査というのもぜひやっていただきたい。

きょうの新聞にも、市長もごらんになったと思いますけれども、岩手県の一関で尿検査をやりましたところ、申し込みが36人に対して65倍の申し込みがあったと。一関で独自にやりましたら、こういうふうになったというのがあります。これだけお母さん方は子供の内部被曝に対する不安というものがあるんだということを私もおもいました。そういう意味から、市におきましてもう一度この辺を検討していただきたいと思いますので、以上につきまして御答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いっぱいあり過ぎて、ちょっと抜けるところもあるかもしれませんが、答弁申し上げたいと思います。

防災集団移転の関係でございますけれども、これは私も実際宮内に行ったら、これは大変なことだ、下手すると全部移転せざるを得ないんじゃないかという思いは当然最初のころはしたわけです。でも、最近、もう住んでいる方もいらっしゃるんですね、移転している方もいますね、御存じですか。例えば、きょうの新聞だったか、気仙沼で、気仙沼の現場へ行ったことはありますか。私は見てきました。宮内どころの騒ぎじゃないくらいのところですけども、あそこは東京の大田区とサンマの関係でやっていますね。大田区で高い建物をつくって、こういうのを建てれば現地にも再建できますというやつを指摘したと。河北ではなかったかな、きょうの新聞に上がっていました。それは見ていませんか。目黒だっけ。ちょっと私間違ったかもしれません。そんなことで、現地再建ということも、恐らく気仙沼あたりは高台移転でもなかなか土地がないんです、ですからそういうことも考えているのかなという思いがいたしました。

私も当初はそういうふうな思いはしたんですけれども、あその場所に住みたいという人もいます。アンケート、まだまだ、18日も、先ほど言ったように、18日にも宮内の方々ともう一回いろいろな形で相談いたします。例えば、あそのところにもう少し土を盛って防潮堤的なもので……、あそこに波をふさぐやつをつくって囲うというやり方、築堤的なことをやります。ですから、土地を買い上げるという方式も、今市が考えていることですよ、やらなくてはいけないわけです、あそこは、これからやるのに。市の土地でないですから、あの辺は。ですから、松村議員考えていらっしゃることは全く違った宮内地区になることは間違いないというふうに思います。その上で、ピロティー式の災害公営住宅を建てるということでございますから、私は相当変わっていくだろうと思います。先ほど松村議員から出たように、精神的にトラウマになった方々も当然いらっしゃるかと思いますが、そういう構想で、私最後の方に言ったように、今までとは全く違う宮内地区に変えようではないかという構想でございますから、ちょっと考え方としては違うんじゃないかなというふうに思います。

スポーツ公園というのは、ちょっと今の状態では無理だと私は思います。

それから、放射線の関係、私自身もまだ不勉強なところがいっぱいございます。ですから、子供たちのこと、私も初めて尿検査で山形で、小学校1年生の子供が2ベクレル、今初めてそういうのが出てきたというのを松村議員から教わったわけでございますけれども、例えば我々胃の検査をしたにしても、バリウムを飲んだときにはそれなりの放射線量を浴びるということ。日常茶飯事的に、例えば飛行機に乗った場合でもそれなりに放射線量は浴びていると、それは普通でしょうけれども、どんなときでも何ベクレルかは出るというのは自然界にはあるものだと思います。ただ、その辺の細かいところ、うちの方でも確認はしているということでございますから、それがいかなるものかということは今私自身も理解できないところがありますので、担当からその辺のことを答弁させたいと思います。

子供の安心・安全を守るというのは第一義でございますから、これは絶対、1人でも2人でもそういう子供が出ないように守っていきたいということは当然これから考えなくてはならないと思いますので、ぜひその辺のことは頑張って、検査体制もしっかりとやっていくということだけは申し上げておきたいと思いますので、どうぞ御理解のほど、お願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

松村議員の多賀城小学校の校庭から放射性物質が検出されたというただいまのお話でしたが、合計で 561 ベクレルというお話でございました。これにつきましては、けさの朝日新聞のほうに、文部科学省の放射性審議会が除染支援地域の指定基準を了承したという記事が載ってございました。この後段の記事に、一例を申し上げますと、今回の震災によりまして災害廃棄物処理する国の基準が、これは環境省でございますけれども、8,000 ベクレルを超えた場合については国が処理する指定廃棄物とするということでございまして、これも当審議会が了承された。これにつきましては、通常の処理方法で対応する 8,000 ベクレルの廃棄物を通常の方法で処理した場合、作業員の被曝量は年 1 ミリシーベルトを下回るとの試算に基づくものであるということから、この関係からいたしますと、松村議員お話しのとおり、561 ベクレルという放射性物質が検出されたということですが、8,000 ベクレルという基準で年 1 ミリシーベルトを下回るとのことからすると、この国の基準よりも相当下回っているということでございますが、いずれにいたしましても、子を持つ親にとりましては我が子が放射能汚染から守られて健全にはぐくんでほしいということについては議員と同様でございますので、今後とも適正に放射線量の調査の強化を実施して、線量基準を超えた場合には速やかに対応するような措置を講じてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

学校給食ということで、3食に1食は学校給食ということになります。それで、その責任があるわけでありまして、市内の各農家の作物についての調査がありまして、8月22日から11月28日まで、ジャガイモ、ハクサイ、その他の調査をやって、不検出というふうになっています。ただし、市民、保護者の不安にこたえようと、これは教育委員会ということですが市長の思いでもありますので、これに十分対応していくということですので、よろしく申し上げます。検査をするということですから、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

まず、防災集団移転促進事業の件なんですけれども、市長は何人住んでいるかわかりますかということでしたけれども、私も見てまいりました。私が先週行った時点におきましては、生活している方は、持ち家でやっている方は 1 人しかいませんでした。1 世帯。あと、アパートに何世帯かいるようです。あと、1 戸の方が家を直しているという状況です。改修して住めそうだなというのは私は二、三軒しか確認……、私の感じですが、改修すれば住めそうなのかなというところが二、三。たまたま、その中の 1 人がいましたので、まだ住んでいないんですけれども、その方にどうなさるんですかと聞きましたら、迷っていると。

ただ、ここを売ってどこかに建てるということは今の状況から難しいので、ここで建てるしかないのかなと。できたら別なところに行きたいんだけど、今それが判断できかねているという方、住めそうな方ですね、まだ住んでいませんけれども、そういうような判断でありました。

住みたい人がいるというお話であります。現実、住んでいる人もいるわけですけども。私は、54世帯のうち、住みたいという人が本当に何人いるのか。住まざるを得なくて住んでいる人ではないかなと、今の人。まだ住んでいない人は、住みたくはないというのが80%、90%だと思います。その人たちの意見よりも、住みたいという1人か2人の人たち、住まざるを得なくて住んでいる人たちのためにこれをやらないというのは、おかしいんじゃないかと思います。

気仙沼の例を出しましたけれども、あそこは皆さんそこで仕事をしているんです、漁港とか何かで。だからやっぱり高台とかそういうところには集団移転したくないというのが随分占めている。だけど、ここの地権者のほとんどの方は住みたくないというのが80%、90%。この人たちの思いというのは、私は住みたいという人がいるからということでこれをしないというのは違うかなというふうに思います。

あと、公営住宅の件ですけども、すごく魅力をつけるから、ここはきつとにぎわいのあるまちになるだろうというふうに期待をして公営住宅を建てれば、そこに入らざるを得ないのしょうけれども、入る人たちというのは、何回も言いますけれども、被害を受けた人です。そこににぎわいを持たせるために、わざわざそこに公営住宅を建てるというのは、余りにも被災された方の心情を無視した、市の都合による私はまちづくりではないかなと感じます。その辺、被災した人たちの心情を考えたときには、どうしても納得できませんので、もう少しその辺、考えていただきたいと思いますので、その点、御答弁をお願いいたします。

あと、放射能の件ですけども、まず一つは土壌の件なんですけれども、先ほど8,000ベクレルという話ありましたが、これはあくまでも国の基準であって。でも、もう国の基準というものに対して全然信頼がないんです。それを盾にして、国がこうだから、国がこうだからではだめでしょうというのが先ほどの私のお話であります。そういった意味から、ぜひ多賀城市におきましても、国の基準をもとにするのではなくして、被災している先例地の事例を参考にしながら、多賀城市として子供たちを放射能から守るためにどうすべきかということを検討していただきたい、土壌検査について。その点、御回答をもう一度求めます。

あと、尿検査の件なんですけれども、やはりこれもぜひしていただきたいと思います。これの財源として、私勝手に考えていたのは、今回、復興の基金が11億円ほどあります。震災復興基金が。そういうものを流用されて、ぜひ子供たちの尿の検査をやっていただきたい。市の独自の事業としてやっていただきたい。もし全額厳しいのであれば一部負担とかそういうことでも、補助ということでもあり得るのかなと思いますので、ぜひこの点はやっていただきたいと思いますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

あと、給食の食材の検査をするということは、機械を購入してやられるというふうに解釈してよろしいんですか。それであれば、ぜひやっていただきたいということで、評価をさせていただきますので、その点、もう一度確認させていただきます。

それで、できましたら事前に給食の食材を検査をやって公表していただきたい。市によっては、毎日しないで週2回とか公表している自治体もありますので、毎日が大変であれば週何回かということでもいいと思いますので。

子供たちから、こういうふうにして放射能が尿から検出されているということは大変重い事実ですので、お母さん方は給食の食材ということが一番心配されております。家の食材はお母さんたちが考えて守れるわけですが、学校の給食というのは選べませんので、食材というのは、そういう意味で万全な対策をとっていただきたいと思いますので、ぜひその点ももう一度確認でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

宮内の関係、住んでいる人たちの調査もあろうかと思えます、今まで出してきたやつ。その辺の現状……。もう少しで細かいアンケートをとったもの……。想像では80から90%くらいは住みたくないと思えますというふうな話をしたから、私、そのバック調査、データがあればいいなと思ったわけです。ですから、制度のあり方を、その辺のことを、後で御理解いただきたいと思えます。

ただ、はっきり言いまして、住んでいる方々、土地の所有者、一人一人、事情が違う。経済状況も違う。お金持ちの人もいれば、とてもじゃない、移転なんかできないよと。そして、今の国の基準、幾らで買うか、どの時点で鑑定評価が出るかというのも、きのう、おとこの対策本部の会議でもありました。これ、まだ示されていないんです。ですから、全部集団移転する場合に、その人によって事情が違います、はっきり言いまして。移れる人と移れない人というんです。わかりますか。そういうことなんです。そのことでもありますということなんです。その辺の事情もぜひ御理解いただきたいと思えます。

細かいところ、制度の問題については、復興推進局長から答弁させます。

それから、放射線の関係は、国の基準をうのみにしてはいけないという話をされましたけれども、我々が信じるのはやっぱり国の基準ではないですか、はっきり言いまして。国の基準を標準としなかったら、どこで地方自治体がけじめをつけるかというのは、これとんでもないことになると思えます。

尿検査、これ小学生全部にということですか。その辺のことは具体的にお話ありませんでしたけれども、小学生、中学生の尿検査を全部ということでございますか。ちょっとそれは医師会等々とお話ししなくてははいけないでしょうし、基準がどうなのかということも具体的に調べてみないと、今一概に答弁はできませんので、それを調査した上で後で連絡するほかないと、私はそういうふうに思えます。

私からは以上です。

○議長（板橋恵一）

震災復興推進局長。

○市長公室震災復興推進局長（鈴木 学）

この前の特別委員会でも、アンケートのとり方、説明の仕方ということで、あれは7月の時点ということございまして、その中でも未回答の方が大分多かったということで、それも踏まえまして、実は今度の18日には皆さんお寄りいただいて、個別にグループづくりをしながら、もう一回、制度の説明と御意向を確認する。そこでし切れない部分について

は、1 カ月かけて、窓口相談を設けまして、個別にそれぞれの御事情を確認した上で、何がベストなのかということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、少なくとも住んでいる皆さん、あるいは地権者の皆さんが一番いい形でなければ、集団移転をして不幸になったら、これは大変な話でございまして、その辺の御意向を聞きながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

先ほど検査器を購入すると理解してよろしいんですねという話ですが、最初の質問のときお答えした、国、県などからの検査器の貸与または購入、あるいは委託検査も含めて考えておりますので、よろしく願いますというふうにお話し申し上げました。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。

再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

9 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（9 番 佐藤恵子議員登壇）

○9 番（佐藤恵子議員）

最初に、防災対策について 2 点伺います。

第 1 点目は、大代にある仙塩流域下水道センターの復旧と防災対策についてであります。

同施設は大津波により甚大な被害を受け、大代地区では処理し切れず放流した汚水や貞山堀への沈殿などで衛生面とともに大代地域の市民はその悪臭にいまだに悩まされています。しかし、私もこの間、繰り返し求めていた貞山堀に沈殿した汚泥のしゅんせつがようやく始まる運びとなりました。1 回だけのしゅんせつでは汚泥を取り切れるのかどうか心配がありますが、状況を市としてもよくつかみ、不十分であれば、さらにしゅんせつの回数を県にふやさせていくことが必要なことと考えます。この点でも、通告にはありませんが、よろしく願いたいと思います。

さて、本題ですが、先日開かれた平成 23 年多賀城市議会東日本大震災調査特別委員会災害復興計画（案）に対する意見に対する市の考え方の説明会で、復興施策 4 の減災対策の充実強化、復興基本事業 1、津波に対する多重防御の整備の項で、私も質問していますが、議会の側から、特殊施設である仙塩流域下水道事業及び JX 仙台製油所については、十分な津

波対策が必要であるとの意見が出されました。これに対し市は、流域下水道の防御及び砂押川、貞山運河の護岸については、宮城県が整備を進めることになっているという考え方で説明をされました。そこで、改めて伺います。市は県に対して災害から住民の暮らしを守る立場に立ちながら抜本的な安全防災対策をどのように求めていくのか、お答えください。

防災対策の二つ目は、JX 日鉱日石エネルギー仙台製油所の火災と重油流出も市民に多大な被害と迷惑をもたらしたことであります。同石油基地では 3 月 11 日の午後 9 時過ぎに火災が発生し、4 日以上燃え、その間、消火作業は全くできずに、15 日の午前 11 時ごろようやく消火作業が始まり、午後 2 時半にやっと鎮火しました。火災による噴煙とにおいては製油所周辺だけではなく市内中心部まで広がり、のどが痛いとか外にも出られない、こういう声がたくさん出ておりました。また、津波の中に流出した重油がまざり、家屋を汚し、油まみれのヘド口の撤去作業に大きな困難ももたらしました。

仙台製油所はこれまでもたびたび事故を起こしておりますが、これほどまでに市民生活に深刻な事態をもたらした事故は初めてのことであります。それだけに、今回の事故をしっかり検証し、こうした大災害を許さない防災対策が求められています。地元に対する説明会などで従来の消火対策に不安の声も上がっております。市民の安全と生活を守ることを第一の使命としている市として、JX 日鉱日石エネルギー仙台製油所、宮城県などに対して抜本的な防災対策を働きかけていくべきと考えます。また、消火対策の重要な施策として、大容量泡放水砲を配備することも求めます。明確な御答弁をお願いいたします。

次に、中小企業・業者への金融経営支援についてお伺いいたします。

3 月 11 日大震災から 9 カ月たち、間もなく年の暮れ、12 月も終わろうとする状況になっておりますけれども、NHK のニュースで、東日本大震災に関連する企業の倒産状況についての報道がありました。それによりますと、東日本大震災が発生してから先月末の時点で、震災の影響による企業の倒産は全国で合わせて 470 件に上っています。これは、平成 7 年の阪神・淡路大震災のときと比べますと、およそ 4 倍という大変深刻な状況であります。東北では企業の倒産数は建設業など復興特需で減少傾向にありますが、10 月の震災関連の倒産は前月比を上回っております。建設業以外は業績の回復がおくれている中小零細企業が多く、東京商工リサーチ東北支社は、資金需要が高まる年末や年度末にかけて予断を許さない、震災関連の倒産が今後ふえる可能性を指摘しています。

市内で飲食店を営んでいる業者の方から言われました。被災してから 4 カ月たつて店を再開して頑張っているが、利子だけの支払いで元本は据え置いてもらっているという話でございます。いつまで銀行がそうしてくれるかわからない、今の売り上げでは、とても元本まで払うようにはならない、こういうお話でもございました。年末を控え、それだけでなく資金繰りが大変な時期に、このように悩んでいる業者の方がたくさんおられるのではないのでしょうか。

こうした状況を踏まえ、中小業者の皆さんの年末の資金繰りや経営の相談に的確に対応するため、市としても従来の中小業者の支援の相談窓口態勢を一層強化する必要があるのではないのでしょうか。

さらに、中小企業・業者への支援策の周知徹底や制度の改善についてであります。二重ローン問題で政府の産業復興支援機構が発足し、岩手県に続き宮城県も 11 月 16 日から相談受け付けが始まりました。被災した中小企業・業者にとって、二重ローンの解消は営業再建へのまさに死活問題です。今、被災再建で約定返済停止等を行っている債務者数は 2 万人、債権額は 6,400 億円に上るといわれております。多賀城市内でも被災した事業者の多くの方々がこの二重ローンで苦しんでおり、解決のためのスピードが求められています。

この前お会いした方は、事業の再建に二重ローンの買い取り制度の発足を待っていることができず、前の負債も合わせて新しい借りに一本化してしまい、今回対象にならない、こういうお話をしておられました。この支援機構の発足と相談窓口の開始は、県内の中小企業・業者の皆さんにまだまだ知られておりません。市は、県や商工会とも連携し、情報の周知徹底に急いで取り組むべきだと思います。

また、塩竈や多賀城地域に相談センターがなく、仙台市青葉区にある県産業支援センターまで行かなければなりません。多賀城・七ヶ浜商工会は1,250人の会員を有する県下2番目に大きい商工会です。今回の大震災では、6割の740人の会員の方々が被災しておられます。塩竈、多賀城地域の独自の相談センターを設置するよう市としても関係機関に働きかけていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

もう1点は、東日本大震災で被災した商店や事業所へ県が直接支援する商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金制度のことです。今回の県の商業者への直接支援制度は、大震災で大きな被害を受け、商業者の事業再開を直接支援するものとして大変歓迎されております。しかし、この制度が発足したのは9月上旬、県のホームページへの掲載も9月14日でありました。しかも、申し込み期間がわずか2週間という極めて短いものでありました。また、県民への制度の周知徹底も不十分だったために、期限が過ぎて申し込みができなかった方々がたくさんおりました。この補助制度を早期に再開してほしいという要望がされています。12月の県議会で予算が新たに決まれば、来年1月にこの補助制度が再開されるということですが、今回も申し込み期間は3週間程度と聞いております。今回は県任せではなく、市としても関係団体と協力し、この制度の周知徹底に努力していくことが必要であると考えます。前回の制度では、補助経費の下限が100万円に設定されていたため、復旧費用が200万円以下の事業者については対象にならない、被害の対象も大規模半壊程度までとなっており、設備購入費用についても業務に必要な備品などは補助対象にならないなどハードルが高く設定されており、もっと条件を緩和してほしいという声も強く出されています。私どもも党県議団と協力し、改善を求めています。市も営業再開に必死に努力されている被災した商業者の要望にこたえた制度とするよう県に働きかけていただきたいと考えます。

以上、御答弁をお願いいたします。

最後に、知的障害者自立支援施設さくらんぼ学園の運営施設の用地の確保についてです。

社会福祉協議会嶋福社会の経営、さくらんぼ学園は、平成16年7月1日に栄1丁目に開設いたしました。現状では、多賀城市17名、塩竈市3名、七ヶ浜町2名の合計22名の皆さんが利用してございます。

ところが、3月11日の大震災の津波で施設が壊滅状態となり、施設の備品・用具、利用者・職員の私物もほとんど流出するという大きな被害を受けました。そうした中でも、職員の方々が利用者一人一人と連絡をとり、現在は市の協力でシルバーヘルスプラザの集会室を借りて運営されています。ところが、借用期限が今年12月末で、退去が目の前に迫っております。同学園の施設長を中心にいろいろな努力されておりますけれども、現時点でなかなか適当な場所の確保の見通しが立っていないということであります。施設長は、このままでは利用者の皆さんの生活に大変な迷惑をかける、大変なことになると心を痛めております。市として、よく相談に乗り、場所の確保のために援助されるようお願いするものです。

お答えをお願いして、第1問目を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の防災対策の強化についての御質問のうち、仙塩浄化センターへの特別な防災対策を県に求めることについてでございますが、宮城県においての仙塩浄化センターの災害復旧は、再度の災害防止という観点から、災害復旧計画を立て、同様の大地震が発生した場合には早急に機能が回復できるよう計画しているということでございます。市といたしましては、防災対策のさらなる強化を今後とも県に強く働きかけてまいりたいと思います。

最後に佐藤恵子議員おっしゃったしゅんせつの方も、同じように強く働きかけてまいりたいと思います。

次に、JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所の防災対策及び消火体制の整備について関係機関に働きかけたいとの御質問でございますが、JX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所に対しましては、津波に備え、事業所内で初動消火対応が可能となるよう消防車両を避難できるスペースを構内の高台に確保すること及び事務所を新築した際は通信インフラ設備を最上階に設置することを要望いたします。

また、消防体制の整備については、宮城県が示した「宮城県消防広域化推進計画」が早期に実現するよう努力するとともに、今後は火災も含め各種災害に対する防災対策のさらなる改善を総務省、消防庁、宮城県、消防機関等の関係機関に働きかけてまいります。

なお、コンビナート火災の対応につきましては、現在、東北地方にあるコンビナート等の火災に備え、秋田国家石油備蓄基地に大容量泡放水砲を配備しており、大災害発生時には発災事業所が秋田国家石油備蓄基地に連絡、要請し、出動することとなっております。

2点目の被災した中小企業・業者支援策についてお答え申し上げます。

中小企業等の再建につきましては、被災直後から市の総合相談とは別に商工観光課並びに多賀城・七ヶ浜商工会において事業者向けの相談業務を行ってまいりました。相談においていただいた中小企業者の方々には、相談を通して国、県、市等からの融資制度や補助制度、二重ローン等の情報を提供するとともに、補助制度の申請等につきましても必要に応じて指導、助言を現在も実施しております。また、県が設置している二重ローンに係る相談センターについては、現在は仙台会場と石巻会場が相談員を常駐しておりますが、塩竈、多賀城地域についても相談員を常駐した相談会場を設置するよう県に働きかけてまいります。

さらに、県議会で補正予算を審議している商店復旧支援補助金、商業活動再開支援補助金につきましては、被災した中小企業の方々が活用しやすいように募集期間を長くすることや対象経費緩和等について強く県に働きかけてまいります。

今後とも、新しい情報につきましては、市窓口、多賀城・七ヶ浜商工会、市内各金融機関にパンフレットやチラシなどを配置するとともに、市のホームページや広報誌、商工会報誌等に掲載し、中小企業者の方々が一日も早く各種制度を活用して経営再建できるよう支援してまいりたいと考えております。

最後に、知的障害者施設の支援についてでございますが、この施設は震災により建物が全壊したため、緊急避難的にシルバーヘルスプラザの集会室を震災直後から9月末まで提供

したものでございます。その後、社会福祉法人嶋福社会から、代替地や代替施設の確保が進まないため12月27日まで延長させてほしい旨の申し出を受けたことから、状況を勘案し、使用期間を本年12月末まで延長しております。今後も利用者の方々にとってよりよい方向となるよう、県の助言をいただきながら、できる限りの支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

防災対策についてです。具体的な案はないですけれども、市長の答弁は、当然だというふうに思います。市民と住民を守る立場に立って、これからの災害にどのように対応していくかということでは、当然な、当たり前の答弁が返ってきたわけですけれども、流域下水道については、共産党市議団が議会事務局を通じて、仙塩流域下水道事業所を訪問して、今後の防災対策などについてお話を聞きたいということをお願いしました。ところが、所長の回答は、現状はまだ視察できる状態ではないとして、今後の対応策もまだ決まっていないので明らかにできないという回答を得ました。

この回答を得たのが説明会のある前日でしたので……、違ったか……、とにかくそういうことでした。その説明会のときに土木部長に県ではこういう……、説明会の後でしたっけ……。続けます。あれだけの被害を多賀城市民に押しつけておきながら、こうした県の態度は大変大きな問題があると私は考えるんです。それで、そのときに土木部長に確認したときに、市の意見として県がやると言っているからというような通り一遍の回答だったものですから、どうしたことなんだと言ったら、県はやると言っているというお話しが部長はされませんでした。そういうことで、説明を処理場に聞きに行こうというやりとりを議会事務局を通してしたらば、処理場の方では、そんな説明は一切できないというような態度だったんです。

ですから、私は市の対応が一体どうなっているのかという思いでこの質問をさせていただいたんですけれども、国土交通省が4月15日にまとめた下水道施設の復旧に当たっての技術提言というものがあまして、そこには大変細かく提案されているんです。沈殿池については最低限の機能を保持する、また必要に応じて構造計算に津波加重を考えた設計をするとか再度災害防止の観点から検討を行う、さらには処理場位置については現在位置での復旧を基本とするが、再度災害防止の観点から位置変更が望ましい場合は十分な検討を行い、実施する。またさらに、津波による施設・整備への衝撃を緩和するため防護壁を設置する。緩和するような防護壁を設置するというようなところまで国交省は提言をしているんです。それに基づいて私が県に確認しましたところ、それに基づいて県でもやる方向で頑張っていますというような返事だったんです。それで多分私が土木部長に確認したときに（「建設部長」の声あり）建設部長、ごめんなさい、建設部長に確認したところ、建設部長は多分内々にそういう話を聞いていたんだと思うんです、正直にやると言っているよと言ったんだと思うんですが、処理場の所長はどういう考えか知りませんが、今説明できませんという大変冷たい態度です。県の態度として、そういう態度はないのではないのでしょうかということ私は今言いたいわけです。こういう内容をきちんと、折々につけ議会で説明し、住民に説明して、そして安心していただくような、そういう施策を具体的にしていくことが大事だと思うんです。お互いにお互いの腹のうちを探るようなことでは、住民に対して、とても将来的な見通しもしゃべれないし、安全・安心を語る私たちは根拠もなくなりますから。ぜひそういう点できちんと情報を明らかにしながら、これからの方針を住民の皆さんを守る立場に立ってこういうことをやりますということを明確

にしていくことが、それをやる裏づけにもなりますし、やらせる力にもなるかと思うんです。ぜひそれを市の方からさらに県に対して、現在進められている県の下水道処理施設の復旧計画の具体的な内容も含めて明らかに議会にも説明するように、そして住民にも折に触れ説明するように求めたいのです。ぜひ御回答をよろしくお願いいたします。

それから、JX なのですが、先日、処理場と同時に JX 側ともお話し合いを持ちたいと思って議会事務局と交渉していただきました。JX 側は、今大変修理中で人がごったがえしていて、対応に失礼があると困るのでということだと思っんです、こちらから出向いて説明に上がりますということでした、議長応接室をお借りして JX 側と交流をいたしました。石油基地は、一方で私たちに必要な欠くべからざるものを提供しているわけです。そういう施設が災害によって私たちの生活に本当に大きな迷惑をかけたという点ではお互いにとって本当に不幸な出来事だったと思いました。

JX 側の説明では、タンクローリーの出荷施設を 80 センチ高い東地域へ移転するとか、制御システムや電気設備等の建屋上層部の移転などを挙げております。これは、東側と言われる、今回ダメージのうんと大きかった多賀城側の施設を西側、七ヶ浜に移すということでもあるようですので、多賀城の財政にとっても幾ばくかの影響は出てくるかと思っんです。

それで、JX の説明の中で、東地区への移転でも海岸との間に大型のタンクがあり、津波の影響が大幅に軽減されるというような説明もありました。今回もタンクで津波の影響が少し減災されたんですというような話がありましたけれども、私はそれはとんでもないことで、津波でタンクがひっくり返って油が漏れたら、もっと大変なことになっていただろうと思っんです。御本人が今いらっしゃいませんので、それはそれとして、このタンクが倒れたために気仙沼市では重油が海上に大量に流出して大火災が起きたわけです。ですから、大型の石油タンクが津波の防災拠点になるなどという考え方では到底災害は防げません。ゆめゆめ、こういう話には乗らないようによろしくお願いいたします。

さらに、東北では秋田県だけにある大容量泡放水砲車は今回、話を聞くところによりますと、待機をしたようです。何しろ 4 日間以上燃えていたわけですから、秋田から来るのに 10 時間以上かかります。ですから、待機するには十分な時間でありました。私、消防議員もやっておりますので、消防議会でもいつか秋田の男鹿に行って見せていただいたときに、火事の形によってあの大容量の消火器は使えるときと使えないときがあるんですけども、タンクが燃えたときにはあの大容量、いわゆる大砲消火器と言っんです、大変な威力を発揮するということでありました。ぜひ多賀城近辺で、仙台港もあります、多賀城もあります、塩釜港もあります、油がいっぱいあるところに 1 台置くべきだというような意見を消防議会でも言ったことがあるんですが、何しろ高価なものですから置かれませんという返事でしたけれども、今回の火災ではその必要性を本当に痛感いたしました。1 か月かちょっと前の新聞では、塩竈にさらに石油の備蓄をふやすというような報道もありました。これはぜひ太平洋岸沿いのこの地域に大容量泡放水砲を備えておくべきと思っんです。これは自治体挙げて、2 市 3 町、かかわるところ全自治体挙げて、国に設置していただくよう強く求めていきたいと思っんです。

今回の火事では泡消火器は役には立たなかったようですが、タンクの火事ということには本当に必要なものであるかと思っんですので、あわせてこれもよろしくお願いいたします。御答弁をお願いします。

それから、市長の答弁の中で、宮城県消防広域化推進計画の早期実現を求めていくという話がありましたが、これは全く何言っているんですかという話でございまして、広域化というのは県内の消防組織を三つに分けるとおおよそ基本方針が決まっています。なぜそういうふうにするかという、消防自動車の集約をして 1 台か 2 台減らすとか、地域ごとに

エリアに分けて、それで消防署員も減らしていくとか、そういうことが根本的な発想の中
にありまして、決して消防車台数が多くなったり消防署員がふえたりする話ではありません。
そういう中でこんなものに期待をするという言葉は、これは答弁の中から省いてほし
いと思うんです。こんな大きな震災のときには、どこの自治体もすべて被災をしておりま
す。どこで火事が起きるかわかりません。そういう中で、塩竈、多賀城の石油基地が火事
になったときに、どこから駆けつけてくるんですか。こういう方針は、市長の答弁から撤
回してほしいと思います。

以上の点について御答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の浄化センターの関係ですけれども、私自身も最終的には、あと1年かかるか2年か
かるか、早目に全部もとに戻してもらいたいと思いますけれども、復旧計画の詳細、私自
身が県の方に行って、どうするんだということ担当と会って、直接回答をもらってきま
す。その上で、皆さん方に知らしめるべきところは知らしめたい。その方が安心・安全で
ございますから。そういうふうにしたいということでございます。

それから、JXの方ですけれども、大容量泡放水砲、これは直径34メートル以上のタンク
が火災した場合に出てくるということで、1台置くべきという話でございますが、果たして
……。秋田と鹿島にあるだけなんです。どれだけの規模のところこれが必要なのかとい
う標準的なものが恐らく国としてあると思いますので、その辺も理解しないとちょっと答
弁できないかなというふうに思います。

それから、広域の関係、削除しろということでございます。これは、県の方でやったこと
でございます。県の方の関係で消防広域化推進計画が作成されたわけでございます、
よりいい形に広域化でなるように努力していきたいと思いますので、その辺はよろしくお
願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

広域化は、よりよい方向にならないんです。仙塩地区と北部と中央部と仙南と三つに分か
れて、それで1カ所で消火態勢に当たるといいますから、こんなのはならないに決まっ
ているんです。ぜひ撤回してください。よろしくお願いします。

それから、2番目、さっき再質問忘れてしまいましたけれども、中小企業の業者さんの問題
です。県議会で新たに決まったようでございます、追加の措置が。今度は知事自身もテレ
ビでお話をしているしやいましたけれども、周知期間も長く持ってやりたいというよう
なお話でした。必要な業者、零細の業者の方々、本当に頑張っているんです。そういう方々
に即利用できるような使いやすいものに、さらにしていただきたいと思います。

それで、第1回目の質問でも言いましたけれども、補助下限が100万円ということでは、
200万円の工事をしないと100万円出ないんです。私が訪問したお宅は、全部自分自身で

やっているんです、お金かけられないと。だから100万円もかかっていないところがいっぱいあるんです。そういうところに対しての援助がない。多賀城市独自の施策も50万円以下は対象にならない。こういうところでは、市が頑張れないんだったら県に頑張ってもらわなければならないと思います。補助の対象も、電気工事とか壁とかそういうことだけでなく、ガス器具を買ったとか鍋を買ったとかおたまを買ったということで少なくともお金が出ていっていても、それは対象にならない。そういうことも含めて、より具体的な提案をぜひ県にしていって、補助を本当に多くの人たちが受けられるように頑張ってくださいと思うんですけれども、改めてこれについて御答弁をお願いいたします。

あと、さくらんぼ学園の方は、施設長も本当に努力をされておりますので、形を整えて、相談に上がった折には親身な御相談に乗っていただきたいということをお願いしておきます。御答弁は結構です。

中小企業の対策のところと防災のところですが、JXもそうですけれども、仙塩流域のところもあわせて、市自身がどのように住民の暮らしや財産を守る立場に立って方針を立てるかということが根本の問題となると思います。ぜひそのところを常につかみながら県との交渉を強めていっていただきたいとお願いをしておきます。これは市長の覚悟と御答弁だけで結構ですけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

なんか最後の方、全然私わからない。最初のやつは広域化でしょう。消防の広域化と中小企業の問題、二つでなかったんですか。あとなんか最後の方にごちゃごちゃと言ったの、わかりませんけれども。その二つでいいんじゃないですか、答弁は。

○議長（板橋恵一）

市長、2問目と3問目のことに関して先に答弁してください。

○市長（菊地健次郎）

消防広域化の関係はまだ進行形でございます、具体的なものがまだ出てきておりません。ですから、それがいいか悪いかということはこれから判断することでございます、それを見てから答弁したいと思います。でないと、具体的なものがわかりません。

それから、商店の関係、中小企業の問題でございますけれども、これは私最初に答弁したように、活用しやすいように、それから募集期間が長くなることも、ぜひ強く県に働きかけたいと先ほども申し上げたとおりでございます、そのように頑張ってもらいますから、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

それと、今市長の答弁で、最後がちょっとごちゃごちゃでわからなかったということは、答弁を撤回していただきまして、1問目に関しては、防災対策、市民がどのように今後ちゃんと安全・安心になって生活することができるかということを含めて、仙塩流域下水道とJXの件に関してお聞きしているんですから、今後の市長としての対応を答弁していただきたいと思っております。以上2点だけ。

○市長（菊地健次郎）

どちらも、私申し上げたように、私自身が仙塩流域浄化センターの関係に関しては、私自身が行って県から詳細を聞いてきますと言ったとおりでございますから、そのように頑張りたいと思います。

同じように、日鉱日石の方も、具体的に聞いた上で皆さんの安心・安全を守りたいと思います。

以上です。

○議長（板橋恵一）

それと、一つ、質問がちょっとわからなかったということだけ。市長。

○市長（菊地健次郎）

最終的に結局飛び飛びになっちゃったから混同してしまいました。ですから、その辺、質問するのを具体的にぜひ質問していただきたいと思います。

それだけは撤回いたします。すみません、どうも。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

12 番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12 番 阿部正幸議員登壇）

○12 番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり 2 点です。

東日本大震災から 9 カ月が過ぎました。被災された皆様の生活再建と一日も早い復旧・復興に向けた取り組みを推進しておりますが、師走に入り、寒さが一段と厳しさを増してきました。東日本大震災の被災者、とりわけ仮設住宅等で暮らす方々は、不自由な避難生活に寒さと雪への備えが加わり、一層不安を募らせております。思い返されるのは、震災発生後、避難所の寒さに耐え切れず、お年寄りを中心に体調を崩して病に倒れる人が相次ぎ、本市以外では命を落とした方もおりました。この冬、本市の仮設住宅等において、このようなことがあっては断じていけません。

12 月 8 日現在、本市において被災者生活再建支援制度の申請件数は 5,760 件となり、ふえ続けております。仮設住宅建設戸数 373 戸のうち入居戸数は 348 戸、民間借り上げ住宅入居件数は 1,328 件となっております。

被災者が市民生活の再建を図り、本市が復興を目指す視点から、大きく2点、質問いたします。

1点目、第1に民間賃貸住宅入居者に対する必要な支援について、今後どのように取り組むのか、具体的にお伺いいたします。

自宅を失った多くの被災者は、仮設住宅あるいは民間賃貸住宅等から生活再建の歩みを踏み出し、快適とは言えない環境の中で、不安や悩みを抱えながらも、一日も早くもとの生活に戻りたいと願っております。9月の一般質問では、応急仮設住宅における寒さ対策について質問し、市内にある応急仮設住宅では現在寒さ対策工事が行われ、さらに全国の皆様からいただいた支援物資をお配りし、イベント等の開催や委託業者による支援などの取り組みが実施されております。しかし、応急仮設住宅の建設がおくれ、入居できなかった方などは、みずからアパートや借家などを探して民間賃貸住宅に入居いたしました。これまで本市では、民間賃貸住宅の入居者に対して支援が行き届かない状況でした。

11月28日付市長名で、民間賃貸住宅入居者に対して、民間賃貸住宅への暖房機器の提供について、「支援団体からこたつとこたつ布団の提供があるので、希望者は返信用はがきで12月2日まで投函してください」との支援に関する封書が市役所から初めて届きました。と、民間賃貸住宅の入居者から感謝の声が寄せられました。

民間賃貸住宅は、応急仮設住宅と同様、災害救助法第23条第1項に規定された救助であります。仙台市社会福祉協議会では、民間借り上げ住宅に暮らす被災者を対象に、巡回相談や支援制度の情報提供を行う地域支え合いセンター事業が始まりました。12月10日付の新聞報道に、「宮城県は12月9日、民間賃貸住宅に住む被災者について目が届きにくいとされ、心身の現状を把握し、健康の悪化を防ぐため、来年1月から3月まで健康調査を行う、支援が必要な場合には内容に応じて医療機関や介護施設、心の相談窓口など専門機関につなぐ」とありました。

寒さ対策の一環として、インフルエンザなど冬場に発生しやすい感染症の予防対策も重要です。厚生労働省によると、この冬はA香港型など3種類のインフルエンザに流行の兆しがあると発表がありました。

本市において民間賃貸住宅入居者に対する必要な支援について今後どのように取り組むのか、具体的に伺います。

第2に、震災後、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に入居しないで自宅の2階等で生活し、住宅の応急修理制度を利用して住宅修理を業者に依頼しましたが、業者が忙しく、修理が進まず、震災から9カ月過ぎた現在でも、被災した家屋の2階で生活している市民がおります。12月11日付新聞報道では、「巨理町で、支援が届きにくい民間賃貸住宅や自宅などで暮らす被災者を対象に、全国から届いた支援物資を配布」とありました。本市においても、自宅などで暮らす被災者に今後、生活状況、健康状況、支援ニーズの把握など、現況の調査が必要だと考えますが、どのような支援を今後行っていくのか、具体的に伺います。

2点目、全国から本市に寄せられた義援金は、一般質問通告時点では1億6,500万円でしたが、12月8日時点では717件、1億6,595万円の受け入れがあります。義援金は、寄附金と違い、被災者に対して生活支援として被災した方へ配分してほしいとの思いから全国各地の方から御支援をいただいております。新聞報道によると、仙台市では、被災者から支給が遅いとの指摘を受け、臨時職員を増員し、義援金9割を支給、気仙沼市では全世帯に最低1万円を年内に支給とありました。本市においても、全国から届いた真心の義援金を被災者に一日も早く配分すべきだと思いますが、本市ではどのように配分し、いつ支給するのか伺います。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅、いわゆる借り上げ仮設住宅の入居者に対する御支援でございますが、借り上げ仮設住宅入居者にも、仮設住宅入居者と同様に日本赤十字社からの支援として、家電 6 点セットが支給されております。また、宮城県が寒さ対策として各支援団体と調整した結果、すべての借り上げ仮設住宅入居者に対し電気こたつの提供が行われることとなり、現在実施しているアンケート調査結果を踏まえ、早ければ今月にも配布することとなっております。

2 点目のいわゆる在宅被災者に対する支援につきましては、これまでも可能な限り衣料品や食料品などの支援物資を区長、民生委員及び各支援団体の協力を得て配布してまいりました。また、個別案件ごとに必要な被災者意向調査はこれまでも実施してまいりましたが、改めて借り上げ仮設住宅入居者も含めた半壊以上の被災者を対象とした現況調査をできるだけ早期に実施し、ニーズに応じた被災者支援を中長期的に展開してまいりたいと考えております。

なお、今後も引き続き市ホームページ上で在宅被災者への暖房器具等の提供を各方面に呼びかけてまいります。

最後に、義援金の配分方法と支給時期についてでございますが、本市では早急にまとまった金額をお渡しすることが重要と判断し、市の災害義援金配分委員会に諮り、4 月 13 日、宮城県で決定した第 1 次の配分額、全壊 35 万円を 50 万円、半壊 18 万円を 25 万円として、一日も早く被災者にお届けするため、県内でも早い時期の 5 月 18 日から支給を開始いたしました。また、宮城県の第 2 次配分では、全壊 100 万円、大規模半壊 75 万円、半壊 50 万円となったことから、差額について 7 月 29 日から支給を開始いたしました。

御質問のありました市に寄せられた義援金の配分につきましては、今後配分される宮城県の第 3 次配分と合わせて、市の災害義援金配分委員会で被害の程度に応じた配分を決めていただき、早い時期に支給したいと考えております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

1 点目の民間賃貸住宅入居者や自宅で暮らす被災者支援は、議員全員で構成する東日本大震災調査特別委員会においても、被災者の生活再建及び被災者支援の充実についての調査項目にて取りまとめを行い、当局に提案をいたしました。当局では、ただいまの市長の答弁で、できるだけ早く被災者現況調査を実施するという答弁をいただき、評価をいたします。

宮城県でも来年1月から健康調査を実施することから、県とも連携を図りながら情報を共有することが大切だと考えます。

それで、本市においても、この現況調査を踏まえた上で生活再建支援の分野、あるいは健康支援の分野について、今後どのような取り組みをするかについてお伺いいたします。

被災地を応援したい支援団体は、全国に多数あります。市長の行政報告にもありましたが、三重県から石油ファンヒーターを初め、本市に12月8日現在、物的支援として、団体から約1,370団体、そして個人からは約630人の方から支援をいただいております。被災地を応援する支援団体からは、支援が必要な場合には具体的にどのような支援が必要なのか教えてほしいとの報道がありました。本市では、インターネットを通して、石油ストーブや石油ファンヒーター等の支援物資を呼びかけておりますけれども、具体的に支援団体へ直接本市から支援の依頼をしているのかどうか伺います。

2点目の義援金についてでございます。先ほど市長の答弁で、県の第3次配分と合わせて支給するとのことですが、寒さ対策のように県の対応が遅い可能性もあります。気仙沼市でも国・県の配分と合わせて支給する方針でしたが、その配分がおくれる場合は市独自で年内に支払うという方針を決めております。本市においても、県の第3次配分が遅い場合には、一日も早く被災者に全国の皆様の真心が届くよう支払いをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の民間賃貸住宅入居者のことについて、ちょっと細かいことになるので、保健福祉部長から答弁させます。

それから、2点目の義援金の関係でございますけれども、これは県の方で遅くなる可能性、それは当然あるわけです。その場合には、市の災害義援金配分委員会にも諮りながら、できるだけ早目に皆さん方にお配りできるよう、できれば3月11日の1周忌、そのあたりまでには配れるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、阿部議員の質問にお答えいたします。

現在、私どもも、借り上げ住宅及び在宅で生活に困窮している方々の対応というのは一番のこれからの課題だろうと考えております。県の方でも健康調査、来年の1月から実施するというところでございますので、県の方とも十分協議をさせていただきたい。その上で、我々ができることは一体何なのかということも十分協議した上で、現在の生活の状況、それから支援ニーズの把握、それから何よりも、その方々が一日でも早くもとの生活に戻れるようになるまで寄り添っていきながら支えていくということが何よりも大事だろうと考えております。

具体的にというお話でございましたので、健康状態の調査結果から今現在考えていることは、保健師の巡回訪問、心のケア、保健医療の相談事業ということ、それから支援ニーズ等につきましても必要に応じてサポートしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

半壊以上、約 4,000 世帯を対象とした健康状況、また生活状況、支援ニーズの把握、そしてまた健康支援の分野、生活再建支援の分野で支援をしていくということに関しまして、評価をいたします。

市長の答弁でも、義援金は遅くとも 3 月 11 日前までに配分ということがありました。ちょっと遅いのかなというふうに私は考えております。12 月 1 日の新聞の折り込み紙に掲載されました本市の震災復興計画（案）の市長のあいさつには、震災前以上に市民の皆様が元気になり、笑顔が取り戻せるよう復興に取り組んでまいります、このように市長があいさつしております。私も同感でございます。

そこで、市長に伺います。震災から 9 カ月が過ぎて、仮設住宅等への支援はもう十分ではないかという声も聞こえてきています。被災された方の中には自立し再建をされた方、また自立できる方もいらっしゃるかと思います。しかし、市長も御存じのとおり、今なお支援を必要とする市民がいることも事実です。12 月 7 日に宮城県総務部記者発表の資料が出版されて、被災者生活再建支援法施行令第 4 条第 4 項の規定によりまして、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金基礎支援金の申請期間が 12 カ月延長され、平成 25 年 4 月 10 日までとなりました。大切なのは、被災した市民に寄り添い、生活再建支援、健康支援、あるいは義援金など、本当に支援を必要とする方に一日も早く必要な支援が届くことであると私は考えております。この点につきまして市長はどのようにお考えでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

阿部議員おっしゃるとおりでございまして、被災して仮設に入ったり、あるいは借り上げ住宅に入ったり、さまざまな形で生活されている方がいらっしゃいますけれども、悩みは個人個人違うわけございまして、その辺のことも子細に対応していかないといけないのかなというふうに思っております。

ただ、借り上げなんかで別のところに行った、例えば多賀城に住んでいる方が仙台に行ったり、あるいは県外に行っている方もいらっしゃるかもしれません。その辺の調査も今急いでいるわけございまして、より具体的になれば、あるいは民生委員とかにもお願いして、手分けしながら、具体的などころまで入っていかねばいけないのかなと思います。

まだ全体像つかめていないところもあるかと思っておりますけれども、できるだけ小まめに手当てできるように体制づくりを頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

これをもって一般質問を終わります。

日程第3 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第3、意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

まず冒頭に、この意見書は議会運営委員会委員6名の御賛同を得ていることを御報告いたします。

それでは、保育制度改革に関する意見書、提案理由を説明いたします。

国は、平成23年7月29日の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定しました。この新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システムの導入は極めて不透明な情勢となっている。このままでは平成24年度から保育施設がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用の混乱や不安に拍車がかかることになる。だれもが安心して利用できる保育制度の維持・拡充を強く求める意見書でございます。議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第4、請願・陳情に入ります。

請願第1号「死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する請願」を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員の米澤まき子議員から内容の説明を求めます。6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

それでは、死別の父子家庭支援（ひとり親支援）に関する請願についての御説明を申し上げます。

父子家庭と母子家庭の制度上の格差が、これまでに幾度となく指摘されておりました。ようやく児童扶養手当法が改正されましたが、ほかの制度での改善は進まず、父子家庭を対象とする支援策は皆無に近い状態でございます。また、配偶者を亡くした父子家庭に遺族基礎年金が支給されないという問題が大震災によって改めて顕在化いたしました。よって、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭についても平等な支援を受けられるよう対策を求める請願でございますので、皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。請願第1号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第2号「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については意見書案第1号で議決されておりますので、本請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は採択されたものとみなすことに決しました。

次に、陳情第 1 号「東日本大震災復興に係る要望書」が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第 5 議員派遣について

○議長（板橋恵一）

日程第 5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、2 市 3 町議長団連絡協議会議員研修会に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 4 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1 時 27 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 12 月 14 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 金 野 次 男

同 佐 藤 惠 子